

和指第611号  
令和7年2月18日  
(2025年)

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

### 居宅介護支援における特定事業所集中減算について

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援事業者は、毎年度2回、特定事業所集中減算に係る判定様式を作成し、判定結果が80パーセントを超えた場合には、正当な理由の有無にかかわらず、判定様式を市に提出することとなっています。

市への届出はやむを得ない場合を除き原則「電子申請・届出システム」を利用して行うことが可能ですので、対象サービスの判定結果が80%を超えた場合には、判定様式の提出等に遺漏のないようお願いいたします。(提出期限は前期9月15日、後期3月15日(15日が閉庁日の場合は、翌閉庁日))

#### ◆◆令和6年度後期の判定結果の提出について◆◆

\*対象サービスの判定結果が80%を超えた場合は提出してください。

\*判定期間の間に新規指定を受けた居宅介護支援事業所は、上記の判定の結果が80%を超える・超えないにかかわらず、判定様式を市に提出してください。

●判定期間：令和6年9月1日～令和7年2月末日

●提出書類：・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式  
・利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【挙証資料】(必要な場合のみ)  
\*判定様式等については、和歌山市ホームページ番号1003145からダウンロードしてください。

●提出期限：令和7年3月17日(月) (必着)

●提出方法：「電子申請・届出システム」を利用して提出してください。  
(「申請届出メニュー」は「6. 他法制度に基づく申請」を選択しご提出ください。)  
「GビズID」の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は従来の来庁による窓口での提出、郵送及びメールによる提出も可能としますが、「電子申請・届出システム」の積極的な利用をお願いします。

和歌山市 健康局 保険医療部  
指導監査課 介護事業所指定班  
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320  
Email shidoknsa\_hojin@city.wakayama.lg.jp